

# 生徒会役員選挙ルール

## 1. 総則

(このルールの目的)

このルールは、N高等学校、S高等学校(以降N/S高)における生徒会役員選挙の選挙制度を確立するとともに、その選挙が立候補者および有権者である生徒が自らの意思表示を公明かつ適正に行われることを確保することを目的とする。

(このルールの適用範囲)

このルールは、N/S高における生徒会役員選挙について適用する。

(生徒会役員の定数)

生徒会役員の定数はN/S高合わせて二十人とする。

(生徒会役員の役職)

生徒会役員の役職は以下のとおり定められる。

会長 ... 地区代表のうち、生徒会内の選出により決定

副会長 ... 地区代表のうち、生徒会内の選出により決定

地区代表... 立候補者は居住地区に応じて地区代表候補者となる

各地区代表候補者のうち各地区ごとに定められた得票数上位者が地区代表となる

北海道地区 2名

東北地区 2名

関東地区 3名

中部地区 2名

近畿地区 3名

中国・四国地区 2名

九州・沖縄地区 2名

実行委員代表... 下記の実行委員のうち代表者1名を選出し生徒会役員実行委員代表となる

ナレッジベース実行委員

N/S高新聞実行委員

体験学習実行委員

バーチャルイベント実行委員

## 2. 選挙権、被選挙権

(選挙権)

N/S高に在籍する生徒で、生徒会役員選挙期日前投票期間および投票日に在学している者(休学、停学を除く)は選挙権を有する。

(被選挙権)

N/S高に在籍する生徒のうち、下記の条件を満たすものは被選挙権を有する。

- ・生徒会役員の任期中にN/S高のどちらかに在籍している生徒
  - ・2024年8月1日時点で1,2年生であること
  - ・立候補に必要な届け出を適正に行える者
  - ・生徒会役員当選後、本名、顔出しでの活動が行える者
  - ・生徒会役員当選後、メディアや学園の取材などに応じ、広報活動に協力できる者
- ※生徒指導歴がある等、当選後の活動に著しく支障があるとみなされた場合、立候補取り消しになる場合がある。その際は担当職員からの連絡を行う。

### 3. 立候補

(立候補の届け出)

立候補については、別途定めるGoogleフォームにて行う。

(届け出内容について)

①立候補時に必要なもの

- ・本名、もしくはSlackの表示名
- ・30文字以内の自己PR文

②追加提出可能なもの

- ・顔写真、もしくはSlackのアイコン画像
- ・選挙ポスター用データ
- ・その他、提出フォームの要件にあわせる

(注意事項)

- ・Slackのアイコンや表示名を使用する者は、届け出た時から選挙終了までそれらを変更することを禁ずる。
- ・その他、Googleフォーム内のルールに従い、届け出ること

### 4. 投票

(選挙の方法)

選挙は、投票によって行う。

(一人三票)

投票は、一人最大三票とする。また、その票は原則自分の居住地区のうち、それぞれ別の候補者に投じる。

(投票期間)

投票期間は、選挙に関するメールに記載された期日とする。

(投票の方法)

投票は、別途定めるGoogleフォームにて行う。

## 5. 開票

(開票の方法)

開票は、生徒会担当職員によって開票、集計される。

(開票日)

開票日は、選挙に関するメールに記載された期日とする。

(開票結果の公表)

開票結果については、当選者のみを公表する。

## 6. 選挙における禁止事項

(立候補の禁止事項)

生徒会役員選挙に立候補する者は、下記について禁止し、違反があった場合は立候補並びに当選を取り消す場合がある。

- ・本名およびSlackの表示名以外の名前を使用すること。
- ・顔写真およびSlackのアイコン以外の画像を使用すること。
- ・Slackの表示名、アイコンを使用した者が選挙期間中にそれらを変更すること。
- ・当選後に本名、顔出しで活動する意思がない状態で立候補すること。
- ・当選後に取材対応をする意思がない状態で立候補すること。

(選挙期間中の禁止事項)

すべての生徒において、選挙期間中下記について禁止し、違反があった場合は生徒指導の対象とする。

- ・立候補者の氏名、顔写真を外部SNS等でみだりに使用し、拡散する行為。
- ・Slackポリシーに違反する形で投票を呼びかける行為。
- ・金品と引き換えに投票を呼びかける行為。
- ・投票権の譲渡、売買
- ・立候補者の選挙活動を妨害する行為。
- ・投票者の投票活動を妨害する行為。

(違反行為の報告、相談)

違反行為、もしくはそれに類すると思う行為を発見した者は、直ちに生徒会担当職員に連絡をすること。

また、自身の行った行為、もしくはこれから行おうとする行為が違反行為に当たるかの確認をしたい場合も、同様に生徒会担当職員に連絡するものとする。

(選挙活動の相談)

選挙活動については、立候補後におこなう担当職員からのアナウンスにしたがうこと。特にキャンパス、スクーリング会場などでの選挙活動については、必ず確認、許可を得ること。